

令和7年白川町議会第3回臨時会会議録

1. 応招年月日 令和7年8月28日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 副議長の選挙

追加日程第2 議席の指定

追加日程第3 会議録署名者の指名

追加日程第4 会期の決定

追加日程第5

発議第4号 白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について

追加日程第6 常任委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員の選任について

追加日程第8 議会広報編集委員の選任について

追加日程第9

同第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第10

発議第5号 学校統合建設特別委員会の設置について

追加日程第11 学校統合建設特別委員の選任について

追加日程第12 議員派遣について

追加日程第13 閉会中の継続調査について

3. 出席議員 1番 野 尻 悟議員、 2番 杉山哉史議員、 3番 伊佐治優議員、
4番 三戸勝徳議員、 5番 田口守也議員、 6番 佐伯好典議員、
7番 梅田みつよ議員、 8番 藤井宏之議員

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 佐伯正貴君、	副町長 安江章君、
教育長 鈴村雅史君、	総務課長 大岩裕樹君、
企画財政課長 西野仙幸君、	庁舎整備室長 竹腰耕太郎君、
振興課長 渡口彰規君、	町民課長 長尾茂気君、
保健福祉課長 長尾ひろみ君、	農林課長 安江宏行君、
建設環境課長 中村豊君、	教育課長 鈴村幸祐君、
会計管理者 三ツ石克明君	

6. 職務のために出席した者

事務局長 今井秀明君、書記 田口 栞君、
書記 瀬瀬 真梨君

7. 会議の経過

(事務局長 今井秀明君)

事務局長

皆さん、おはようございます。

本臨時会は一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員の方に臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

出席議員中、藤井宏之議員が年長者でございますので、臨時に議長の職務をお願いいたします。

藤井議員、議長席へお願いいたします。

(臨時議長 8番 藤井宏之議員 議長席に着任)

臨時議長

おはようございます。ただいま、ご紹介いただきました、藤井宏之です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

臨時議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、会議は成立いたしました。

臨時議長

ただいまから、令和7年白川町議会第3回臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

◇日程第1 仮議席の指定

臨時議長

日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま、ご着席の議席といたします。

◇日程第2 議長の選挙

臨時議長

日程第2「議長の選挙」を行います。

臨時議長

お諮りします。

正・副議長の任期は、申し合わせにより、今任期中は1年としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長

ご異議なしと認めます。

よって、今任期中における正・副議長の任期は、申し合わせにより１年とすることに決定いたしました。

臨時議長

議長の選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

臨時議長

ただいまの出席議員は、８名であります。

臨時議長

次に、立会人を指名いたします。

白川町議会会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に、１番 野尻悟議員、２番 杉山哉史議員を指名いたします。

臨時議長

投票用紙を配布いたします。

(事務局職員 投票用紙配布)

臨時議長

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(事務局職員 投票箱を開き、全員に中を見せ確認を得た後、施錠し、中央演壇に置く)

臨時議長

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。議長は、最後にこの席から投票いたします。

点呼を命じます。事務局長。

(事務局長 今井秀明君)

事務局長

それでは、点呼を行います。１番 野尻悟議員、２番 杉山哉史議員、３番 伊佐治優議員、４番 三戸勝徳議員、５番 田口守也議員、６番 佐伯好典議員、７番 梅田みつよ議員、８番 藤井宏之議員。

臨時議長

投票漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただいまから、開票を行います。

野尻悟議員、杉山哉史議員の立会を求めます。

(開票)

臨時議長

開票が終わりました。

選挙の結果を、事務局長をして、報告させます。事務局長。

(事務局長 今井秀明君)

事務局長

それでは、結果を報告いたします。

投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票 0 票、法定得票数 2 票。

有効投票のうち、田口守也議員 8 票。以上のとおりであります。

よって、法定得票数を得て、かつ最多得票を得られました、田口守也議員が議長に当選されました。以上でございます。

臨時議長

ただいまの報告の通り、田口守也議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長

ただいま議長に当選されました、田口守也議員が議場におられますので、本席から、白川町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

なお、可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、可茂消防事務組合、以上、3 組合の議会の議員は、それぞれの組合の規約により、議長がこれにあたることとなっておりますので、ご承知のほどお願いいたします。

臨時議長

田口守也議長から、発言の許可を求められましたので、これを許します。

(議長 田口守也議員 あいさつ)

議 長

ただいま、議員の皆様方のご推挙によりまして、白川町議会議長の拝命をいたしました。大変、重責を担ったわけですが、私、浅学非才、その器ではありませんが、誠心誠意、精一杯白川町のため、精進してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

前藤井議長さんはですね、4年の長きにわたって、そして、可茂の議長会の会長ということで、本当に優秀な議長さんでありました。

その後ということで、非常にプレッシャーを感じておりますが、精一杯議員の皆様方のご理解とご支援をいただきながら、町民のために、精進を尽くす所存でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(拍手あり)

臨時議長

以上をもちまして、議長の選挙を終わります。

それでは議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時14分)

(事務局職員 追加議事日程表、副議長選挙結果表、議席の指定表、発議第4号(議会委員会条例の一部改正)、常任委員選任表、議会運営委員・議会広報編集委員選任表、監査委員の選任、発議第5号(学校統合建設特別委員会の設置の設置)、議員派遣についてを配布)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

これより私が議長の職務を務めさせていただきます。

◇追加日程第1 副議長の選挙

議 長

追加日程第1「副議長の選挙」を行います。

副議長の選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議 長

ただいまの出席議員は、8名であります。

議 長

次に、立会人を指名いたします。

白川町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番 伊佐治優議員、4番 三戸勝徳議員を指名いたします。

議 長

投票用紙を配布いたします。

(事務局職員 投票用紙配布)

議 長

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(事務局職員 投票箱を開き、全員に中を見せ確認を得た後、施錠し、中央演壇に置く)

議 長

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。議長は、最後にこの席から投票いたします。

点呼を命じます。事務局長。

(事務局長 今井秀明君)

事務局長

それでは、点呼を行います。1番 野尻悟議員、2番 杉山哉史議員、3番 伊佐治優議員、4番 三戸勝徳議員、6番 佐伯好典議員、7番 梅田みつよ議員、8番 藤井宏之議員、5番 田口守也議員。

議 長

投票漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただいまから、開票を行います。

伊佐治優議員、三戸勝徳議員の立会を求めます。

(開票)

議 長

開票が終わりました。

選挙の結果を、事務局長をして、報告させます。事務局長。

(事務局長 今井秀明君)

事務局長

それでは、結果を報告いたします。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票、法定得票数2票。

有効投票のうち、伊佐治優議員8票。以上のとおりであります。

よって、法定得票数を得て、かつ最多得票を得られました、伊佐治優議員が副議長に当選されました。以上でございます。

議 長

ただいまの報告の通り、伊佐治優議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議 長

ただいま副議長に当選されました伊佐治優議員が議場におられますので、本席から、白川町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議 長

伊佐治優副議長から、発言の許可を求められましたので、これを許します。

(副議長 伊佐治優議員 あいさつ)

副議長

ただいま副議長ということで皆様を選んでいただきました。ありがとうございました。

なかなか大変な職種だと思いますけども、議長を助け、また議会と執行部が円滑になるように努めてまいりたいと思います。

円滑にやりすぎて滑らないようにという自戒を込めながら、過ごさせていただきたいと思いますので、どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

(拍手あり)

議 長

以上をもって、副議長の選挙を終わります。

◇追加日程第2 議席の指定

議 長

追加日程第2「議席の指定」を行います。

暫時休憩いたします。

(午前10時24分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時25分)

議席は、白川町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっています。

事務局長に議席番号及び氏名を朗読させます。事務局長。

(事務局長 今井秀明君)

事務局長

それでは、報告いたします。

1番 伊佐治優議員、2番 野尻悟議員、3番 杉山哉史議員、4番 三戸勝徳議員、5番 佐伯好典議員、6番 梅田みつよ議員、7番 藤井宏之議員、8番 田口守也議員。

以上でございます。

議 長

ただいまの朗読のとおり、指定いたします。

議席の移動のため、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 26 分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 28 分)

◇追加日程第3 会議録署名者の指名

議 長

追加日程第3「会議録署名者の指名」を行います。

会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、1番 伊佐治優議員、2番 野尻悟議員を指名いたします。

◇追加日程第4 会期の決定

議 長

追加日程第4「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◇追加日程第5

発議第4号 白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議 長

追加日程第5 発議第4号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。伊佐治優議員。

(1番 伊佐治優議員 登壇)

1 番

発議第4号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

発議第４号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。よって、発議第４号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決いたしました。

◇追加日程第６ 常任委員の選任について

議 長

追加日程第６「常任委員の選任について」を議題とします。

常任委員の選任につきましては、白川町議会委員会条例第７条第１項の規定に、「全員がいずれの常任委員会にも属するものとする。」とされており、同条第２項の規定には、「常任委員の選任は、議長の指名による。」とされております。

よって、総務委員会及び予算決算審査委員会の委員にそれぞれ全員の議員を指名し、ただちに、委員長及び副委員長の選任を行います。

議 長

委員長及び副委員長は、白川町議会委員会条例第８条第２項の規定により、「委員会において互選する。」ことになっております。

各常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。（午前１０時３３分）

（この間委員長、副委員長互選のための各常任委員会開催）

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１０時４７分）

ただいま、各常任委員会において互選されました委員長及び副委員長を、事務局長をして報告させます。事務局長。

（事務局長 今井秀明君）

事務局長

それでは、報告させていただきます。

総務委員会委員長杉山哉史議員、副委員長野尻悟議員、予算決算審査委員会委員長三戸勝徳議員、副委員長梅田みつよ議員。

以上でございます。

◇追加日程第７ 議会運営委員の選任について

議 長

追加日程第７「議会運営委員の選任について」を議題とします。

暫時休憩いたします。（午前１０時４８分）

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１０時４８分）

議会運営委員の選任につきましては、白川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、「議長の指名による。」とされております。

それでは、指名いたします。

伊佐治優議員、杉山哉史議員、三戸勝徳議員、藤井宏之議員の4名を指名いたします。

議 長

委員長及び副委員長は、白川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、「委員会において互選する。」ことになっております。

よって、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。（午前10時49分）

（この間委員長、副委員長互選のための議会運営委員会開催）

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前10時53分）

ただいま、議会運営委員会において互選されました委員長、副委員長を、事務局長をして報告させます。事務局長。

（事務局長 今井秀明君）

事務局長

それでは報告いたします。

議会運営委員会委員長藤井宏之議員、副委員長杉山哉史議員。

以上でございます。

◇追加日程第8 議会広報編集委員の選任について

議 長

追加日程第8「議会広報編集委員の選任について」を議題とします。

議 長

議会広報編集委員の選任につきましては、白川町議会広報の発行に関する規程第3条第2項の規定により、委員3名を議員の中から選任することになっております。

議 長

お諮りします。

議長において、委員3名を選任することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議長において選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時54分）

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前10時54分）

それでは、選任いたします。

伊佐治優議員、野尻悟議員、梅田みつよ議員の3名を選任いたします。

議 長

委員長及び副委員長は、白川町議会広報の発行に関する規程第4条第2項の規定により、委員の中から互選することになっております。

よって、議会広報編集委員会開催のため、暫時休憩いたします。

(午前10時55分)

(この間委員長、副委員長互選のための議会広報編集委員会開催)

(事務局職員 総務委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書を配布)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

ただいま、議会広報編集委員会において互選されました委員長、副委員長を、事務局長をして報告させます。事務局長。

(事務局長 今井秀明君)

事務局長

それでは、報告いたします。

議会広報編集委員会委員長伊佐治優議員、副委員長梅田みつよ議員。

以上でございます。

議 長

ここで11時10分まで、休憩いたします。

(午前11時03分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇追加日程第9

同第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議 長

追加日程第9 同第2号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

なお、地方自治法第117条の規定により、該当者は除斥の対象となります。

よって、5番 佐伯好典議員の退席を求めます。

(5番 佐伯好典議員 退場)

議 長

説明を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君 登壇)

町 長

追加日程第9 同第2号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、議案

及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。

お諮りします。

本件は人事案件でありますので、この際、質疑、討論は省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたします。

同第2号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立「全員」）

議 長

起立全員であります。

よって、同第2号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

議 長

佐伯好典議員の除斥を解きます。

（5番 佐伯好典議員 入場）

議 長

ただいま、佐伯好典議員から、発言の許可を求められましたので、これを許します。

（監査委員 佐伯好典議員 登壇）

5 番

ただいま、監査委員に選任されました佐伯好典です。

これまでとはまた違う立場で、非常に重い任務で、身の引き締まる思いですけれども、しっかりと学び、町民の皆様のために資する委員になれるよう努力してまいりますので、皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手あり）

◇追加日程第10

発議第5号 学校統合建設特別委員会の設置について

議 長

追加日程第10 発議第5号「学校統合建設特別委員会の設置について」を議題とします。

説明を求めます。杉山哉史議員。

(3 番 杉山哉史議員 登壇)

3 番

発議第 5 号「学校統合建設特別委員会の設置について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

発議第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、発議第 5 号「学校統合建設特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長

お諮りします。

この際、日程に「学校統合建設特別委員の選任について」を追加し、現行の追加日程第 11「議員派遣について」を追加日程第 12 に繰り下げ、追加日程第 11 として「学校統合建設特別委員の選任について」を直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、「学校統合建設特別委員の選任について」を追加日程第 11 として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 17 分)

(事務局職員 学校統合建設特別委員会委員選任表 配布)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 19 分)

◇追加日程第 11 学校統合建設特別委員の選任について

議 長

追加日程第 1 1 「学校統合建設特別委員の選任について」を議題とします。

委員の選任につきましては、白川町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、「議長の指名による。」とされておりますので、全員を指名し、ただちに、委員長、副委員長を選任を行います。

議 長

委員長及び副委員長は、白川町議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、「委員会において互選する。」ことになっております。

よって、学校統合建設特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

(午前 1 1 時 1 9 分)

(この間委員長、副委員長互選のための学校統合建設特別委員会開催)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 1 時 2 8 分)

ただいま、互選されました委員長、副委員長を、事務局長をして報告させます。事務局長。

(事務局長 今井秀明君)

事務局長

それでは、報告いたします。

学校統合建設特別委員会委員長伊佐治優議員、副委員長杉山哉史議員。

以上でございます。

◇追加日程第 1 2 議員派遣について

議 長

追加日程第 1 2 「議員派遣について」を議題とします。

議 長

お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第 1 2 8 条の規定により、お手元に配布いたしました派遣案のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決定いたしました。

議 長

お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、記載事項に変更が生じた場合の修正は、議長に一任いただくことに決定いたしました。

議 長

総務委員長及び議会運営委員長から、白川町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中における継続調査の申し出がありました。

議 長

お諮りします。

この際、「閉会中の継続調査について」を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、「閉会中の継続調査について」を追加日程第13として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

◇追加日程第13 閉会中の継続調査について

議 長

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定いたしました。

議 長

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、令和7年白川町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（午前11時30分 了）

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長

議 長

議 員

議 員